

議案第77号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例（昭和32年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の182.5」を「100分の190」に、「100分の190.5」を「100分の198」に改める。

別表第1区長の項中「1,119,700円」を「1,113,000円」に改め、同表副区長の項中「897,300円」を「891,900円」に改める。

第2条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年杉並区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」を「100分の177.5」に、「100分の178」を「100分の185.5」に改める。

別表議長の項中「861,200円」を「856,000円」に改め、同表副議長の項中「779,300円」を「774,600円」に改め、同表委員長の項中「647,300円」を「643,400円」に改め、同表副委員長の項中「620,300円」を「616,600円」に改め、同表議員の項中「599,300円」を「595,700円」に改める。

第3条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和54年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「76万9,000円」を「76万4,400円」に改める。

第8条中「100分の182.5」を「100分の190」に、「100分の190.5」を「100分の198」に改める。

第4条 杉並区監査委員の給与等に関する条例（平成3年杉並区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「69万1,700円」を「68万7,500円」に改め、同項第2号中「67万2,700円」を「66万8,700円」に改める。

第4条第4項中「100分の182.5」を「100分の190」に、「100分の190.5」を「100分の198」に改める。

附 則

- この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、第1条中杉並区長等の給与等に関する条例（以下「区長等給与条例」という。）第5条の改正規定、第2条中杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）第8条第2項の改正規定、第3条中杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「教育長給与条例」という。）第8条の改正規定及び第4条中杉並区監査委員の給与等に関する条例（以下「監査委員給与条例」という。）第4条第4項の改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 第1条の規定（区長等給与条例第5条の改正規定に限る。）による改正後の区長等給与条例（以下「新区長等給与条例」という。）の規定、第2条の規定（議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の議員報酬条例（以下「新議員報酬条例」という。）の規定、第3条の規定（教育長給与条例第8条の改正規定に限る。）による改正後の教育長給与条例（以下「新教育長給与条例」という。）の規定及び第4条の規定（監査委員給与条例第4条第4項の改正規定に限る。）による改正後の監査委員給与条例（以下「新監査委員給与条例」という。）の規定並びに次項の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 令和元年12月に支給する期末手当に係る新区長等給与条例第5条、新議員報酬条例第8条第2項、新教育長給与条例第8条及び新監査委員給与条例第4条第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新区長等給与条例第5条	100分の198	100分の205.5
新議員報酬条例第8条第2項	100分の185.5	100分の193

新教育長給与条例第8条	100分の198	100分の205.5
新監査委員給与条例第4条第4項	100分の198	100分の205.5

- 4 新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及び新監査委員給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の区長等給与条例の規定、議員報酬条例の規定、教育長給与条例の規定及び監査委員給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、新区長等給与条例の規定、新議員報酬条例の規定、新教育長給与条例の規定及び新監査委員給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(提案理由)

区長等の給与を改定する等の必要がある。

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の198</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には<u>100分の182.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の190.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

第2条による改正（杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在）における第2条に定める議員報酬</p>

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の177.5、12月に支給する場合においては100分の185.5を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の170、12月に支給する場合においては100分の178を乗じて得た額に、基準日以前3月以内（基準日が12月1日であるときは、6月以内）の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第3条による改正（杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76万4,400円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の190</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の198</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、</p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>76万9,000円</u>とする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては<u>100分の182.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の190.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、</p>

その支給方法その他支給に関しては、
給与条例の適用を受ける職員の例によ
る。

(1)～(3) 略

その支給方法その他支給に関しては、
給与条例の適用を受ける職員の例によ
る。

(1)～(3) 略

第4条による改正（杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(給料及び報酬)	(給料及び報酬)
第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの（以下 「常勤の監査委員」という。）の給料 の額は、次のとおりとする。	第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの（以下 「常勤の監査委員」という。）の給料 の額は、次のとおりとする。
(1) 代表監査委員 月額 <u>68万 7,500円</u>	(1) 代表監査委員 月額 <u>69万 1,700円</u>
(2) その他の監査委員 月額 <u>66 万8,700円</u>	(2) その他の監査委員 月額 <u>67 万2,700円</u>
2及び3 略	2及び3 略
(その他の給与)	(その他の給与)
第4条 略	第4条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 期末手当の額は、次に掲げる額の合 計額に、3月に支給する場合におい ては100分の25、6月に支給する場 合においては <u>100分の190</u> 、 12月に支給する場合においては <u>10 0分の198</u> を乗じて得た額に、 給与条例の適用を受ける職員の例によ る支給割合を乗じて得た額とする。	4 期末手当の額は、次に掲げる額の合 計額に、3月に支給する場合におい ては100分の25、6月に支給する場 合においては <u>100分の182.5</u> 、 12月に支給する場合においては <u>10 0分の190.5</u> を乗じて得た額に、 給与条例の適用を受ける職員の例によ る支給割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略
5~8 略

| (1)~(3) 略
| 5~8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容																																				
給 料 及 び 議 員 報 酬																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">職名</th> <th style="width: 35%;">現行</th> <th style="width: 35%;">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区 長</td> <td>1,119,700 円</td> <td>1,113,000 円</td> </tr> <tr> <td>副 区 長</td> <td>897,300 円</td> <td>891,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">区 議 会 議 員</td> <td>議 長</td> <td>861,200 円</td> <td>856,000 円</td> </tr> <tr> <td>副 議 長</td> <td>779,300 円</td> <td>774,600 円</td> </tr> <tr> <td>委 員 長</td> <td>647,300 円</td> <td>643,400 円</td> </tr> <tr> <td>副 委 員 長</td> <td>620,300 円</td> <td>616,600 円</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>599,300 円</td> <td>595,700 円</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>769,000 円</td> <td>764,400 円</td> </tr> <tr> <td>代表監査委員（常勤）</td> <td>691,700 円</td> <td>687,500 円</td> </tr> <tr> <td>その他の監査委員（常勤）</td> <td>672,700 円</td> <td>668,700 円</td> </tr> </tbody> </table>			職名	現行	改正	区 長	1,119,700 円	1,113,000 円	副 区 長	897,300 円	891,900 円	区 議 会 議 員	議 長	861,200 円	856,000 円	副 議 長	779,300 円	774,600 円	委 員 長	647,300 円	643,400 円	副 委 員 長	620,300 円	616,600 円	議 員	599,300 円	595,700 円	教 育 長	769,000 円	764,400 円	代表監査委員（常勤）	691,700 円	687,500 円	その他の監査委員（常勤）	672,700 円	668,700 円
	職名	現行	改正																																		
	区 長	1,119,700 円	1,113,000 円																																		
	副 区 長	897,300 円	891,900 円																																		
	区 議 会 議 員	議 長	861,200 円	856,000 円																																	
		副 議 長	779,300 円	774,600 円																																	
		委 員 長	647,300 円	643,400 円																																	
		副 委 員 長	620,300 円	616,600 円																																	
		議 員	599,300 円	595,700 円																																	
	教 育 長	769,000 円	764,400 円																																		
	代表監査委員（常勤）	691,700 円	687,500 円																																		
その他の監査委員（常勤）	672,700 円	668,700 円																																			
区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">現行</th> <th style="width: 40%;">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.825</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.90</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.905</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.98</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>3.98</u></td> <td style="text-align: center;"><u>4.13</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	現行	改正	6 月期	<u>1.825</u>	<u>1.90</u>	12 月期	<u>1.905</u>	<u>1.98</u>	3 月期	0.25	0.25	合計	<u>3.98</u>	<u>4.13</u>																				
区分	現行	改正																																			
6 月期	<u>1.825</u>	<u>1.90</u>																																			
12 月期	<u>1.905</u>	<u>1.98</u>																																			
3 月期	0.25	0.25																																			
合計	<u>3.98</u>	<u>4.13</u>																																			
区議会議員																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 40%;">現行</th> <th style="width: 40%;">改正</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.70</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.775</u></td> </tr> <tr> <td>12 月期</td> <td style="text-align: center;"><u>1.78</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1.855</u></td> </tr> <tr> <td>3 月期</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> <td style="text-align: center;">0.25</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>3.73</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3.88</u></td> </tr> </tbody> </table>			区分	現行	改正	6 月期	<u>1.70</u>	<u>1.775</u>	12 月期	<u>1.78</u>	<u>1.855</u>	3 月期	0.25	0.25	合計	<u>3.73</u>	<u>3.88</u>																				
区分	現行	改正																																			
6 月期	<u>1.70</u>	<u>1.775</u>																																			
12 月期	<u>1.78</u>	<u>1.855</u>																																			
3 月期	0.25	0.25																																			
合計	<u>3.73</u>	<u>3.88</u>																																			
施 行 期 日 等	1 令和2年1月1日から施行する。ただし、期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年12月1日から適用する。 2 令和元年12月に支給する期末手当の支給月数は、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員においては「2.055月分」、区議会議員においては「1.93月分」とする。																																				